

刑事訴訟法典
2009年3月22日版
(仮訳)

- ・法規部分 - 国務院のデクレ
- 第IV巻：いくつかの特殊な手続

第 XIV 編：犯罪による損害のある被害者に開かれた補償訴訟

第 R50-1 条

第706-4 条に記載される犯罪被害者補償委員会の構成、所在地、審級、管轄地域は、司法機関法に定める。

第 R50-7 条

委員会による司法的援助の利益を得るには、大審裁判所に併設する事務局の認可を経る場合がある。司法的援助の要請により、第706-5 条および第706-8 条で定める期間は中断される。

第 R50-8 条

委員会は、損害を被った人、その法的代理人または顧問の署名入りの申請書により案件を委ねられ、届けられた書留には書記官が受領書を交付する。

第 R50-9 条

申請書は、賠償請求の予審に有効なすべての情報を含む。それは特に以下の記載である。

- その1. 請求者の姓名、生年月日、出生地および居住地
 - その2. 損害をもたらした犯罪の発生した日付、場所および状況
 - その3. 請求者の身体的損害および財産にもたらされた被害
 - その4. 犯罪が刑事裁判所に付託された場合は、その記載
 - その5. 請求者と個人的に損害を被った者が同一でない場合、両者の親族関係、または両者間に存在する権利関係もしくは事実関係
 - その6. 必要であれば、請求者の属する公的もしくは私的な機関、または受けた損害の全部もしくは一部を補償することができる請求者に請け合った機関
 - その7. すでに提出された補償および賠償請求、とりわけ開始された損害賠償行為、およびすでに請求者に支払われた被害への補償額
 - その8. 委員会において明示された補償の合計額
 - その9. 請求者に届けられるべき送達の宛先
- 申請書にはすべての証拠書類を添付する。とりわけ初診時の診断書の写し、また必要ならば、損傷の固定化を証明するすべての証拠、および損害より生じた収入の減失、経費の増大または職業活動の不可能化を認めるためのすべての書類を添付する。

第 R50-10 条

補償請求が第706-14 条に基づくものである場合、申請書はさらに以下のものを含むものとする。

- その1. 請求者の財力を示す有効な証明。とりわけ犯罪の起きた前年または委員会に付託した前年の所得税申告書（課税所得がなければ非課税証明書）、および必要であれば不動産一覧表。
- その2. 請求者の属する公的または私的機関その他すべての法人個人において、損害に対する実際的かつ十分な補償を受け取れることを不可能にする要素。
- その3. その行為によると見なされる深刻な肉体的状況の記述。

第 R50-11 条

第706-8 条に基づく補充賠償請求書の場合、確定力により民事上の利益にかんがみ下された決定の写しを添付しなければならない。

第 R50-12 条

委員会の事務局は直ちに、請求書と添付の写しを大審裁判所の共和国検事に送付し、同じくテロリズムおよび犯罪補償基金に普通郵便をもって送付する。

第 R50-12-1 条

第706-5-1 条の適用による被害者への補償の申し出には、損害の項目ごとに出された補償基金による見積り、また1985年7

月5日の法律第85-677号第29条に列挙された給付例を考慮し被害者に支払われる補償の合計額、および同一の損害に対する債務者からすでに受け取り、または受け取るべきあらゆる性質の補償を記載する。場合によっては、その賠償または補償の債務者たる者または機関が提出した明細を添付する。

第 R50-12-2 条

委員長は基金により請求書を付託され、同意証明書の認可を目指す。認可されれば、証明書は執行力を備える。決定は直ちに、請求者および基金に受取通知書付書留郵便をもって通知される。補償の申し出に被害者の回答がない場合、提示から2か月を期限にして、同意なきものと同様に見なされる。申し出には、被害者の回答がない場合の結果を記載する。

第 R50-13 条

委員長および陪審裁判官は事件を予審に付し、すべての有効な聴聞および調査を行うか、または行わせることができる。しかしながら、申請書および添付書類の内容にかんがみ、請求者が第706-3条に記載する条件を満たしていないことが明らかなる場合、直ちに第R50-17条および以下の条項に定めるとおりの手続を行う。

第 R50-14 条

請求者および補償基金は、委員会の事務局において書類を詳しく読むことができ、有効と判断したすべての所見を補償請求の予審に付託することができる。申請人および補償基金は、書類の写しを自費により事務局から受けることができる。犯罪を確認するための調書または刑事手続の書類であるときは、写しの送付または受取には検察官の許可が必要となる。

第 R50-15 条

請求者が前渡し金の支給を求めた場合、委員長は直ちに申請書を共和国検事および補償基金に提示し、その意見を徴する。委員長は、共和国判事の知るところとなった命令による請求から1か月以内に決定を下す。手続は第R50-22条に定めるとおりに行う。

第 R50-16 条

事件が予審に付されれば、委員長は開廷日を定める。

第 R50-17 条

委員会事務局は、請求者と補償基金を少なくとも2か月前に、定められた法廷への呼出しを行う。この呼出しは、受取通知書付書留郵便をもって行われる。当事者は、この呼出しにおいて、遅くとも開廷日から2週間前までに自らの意思を委員会に伝えなければならないものの、開廷日まで書類を事務局にて調べることもできると通知される。

第 R50-18 条

共和国検事は、開廷日の通知を受け、少なくともその日より2週間前までに申立趣意書を提出する。

第 R50-19 条

審問において、事件の予審を担当した司法官は報告を行う。請求者および補償基金は、本人出席か代理人かにかかわらず、開取りを受ける。共和国検事は申立趣意書について詳しく述べる。

第 R50-20 条

審問において、委員会は、事件を他の審問に移送する必要があると認めた場合、速やかにその日を定める。当事者は、本人または代理人のいずれも出席していない場合、受取通知書付書留郵便をもって、その移送を通知される。

第 R50-21 条

申請が却下された場合、委員会が一部または全額を免除しなければ、請求者は訴訟費用の支払いを命じられる。

第 R50-22 条

委員会の決定は直ちに、受取通知書付書留郵便をもって、請求者および補償基金に通知される。

第 R50-23 条

委員会および委員長の決定は、故障申立てを受けることがないが、請求額にかかわらず控訴を受けることがある。

第 R50-24 条

第706-3条から第706-14条の適用により被害者に支給される総額は、委員会の決定および同意証明書の認可の日から起算して1か月以内に支払われる。支払通知は直ちに委員長にもたらされる。

第 R50-25 条

補償基金が、第 706-10 条の適用により、支払った保証金の全額または一部の返還を求める場合、単純な申請をもって、聞取りまたは呼出しを受けた当事者を、第 R50-17 条および以下の条項で定める条件にて委員会に付託する。

第 R50-26 条

補償前渡し金または賠償金を委員会が支払ったあとに、犯罪の被疑者に対する刑事訴訟が開始された場合、事件を委ねられた刑事裁判機関の検察官は、その旨を補償基金に通知する。

第 R50-27 条

第 706-12 条の規定の適用による被害者またはその権利者の表明は、首席書記または事件を委ねられた裁判所書記課により、2 週間以内に、受取通知書付書留郵便をもって、補償基金に通知される。この通知には、第 706-11 条に見られる訴えを起こす際に必要となる情報が添付される。期間中市民の利益を裁定するその法廷の開廷日は、少なくとも 1 か月前に、首席書記または裁判所書記課により、受取通知書付書留郵便をもって、補償基金に通知される。表明が遅れた場合、事件は後日の審理に移送される。補償基金には、上記の期間内にそれが通知される。